

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 20 日

佐久市教育委員会 教育長 神 津 長 生

1 入札対象業務

業 務 名 （ 発 注 課 ）	令和 7 年度 佐久市立近代美術館所蔵資料修理 （ 社会教育部 近代美術館 ）
業 務 場 所	佐久市猿久保 3 5 番地 5 佐久市立近代美術館ほか
業 務 概 要	佐久市立近代美術館が所蔵する日本画作品 1 点の修理
履 行 期 間	着手の日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 103 条第 1 項に該当する者でないこと。
- （２）佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当する者でないこと。
- （３）修理の主体となる技術者は、過去 10 年間のうちに昭和 20～50 年代の日本画の修理を 5 件以上行った実績を有していること。
- （４）（３）のうち美術館・博物館が所蔵する作品の修理実績 1 件について報告書（修理前後及び修理過程の作品の写真、修理前後の比較、用いた材料等修理内容の具体的な説明を含む）を提出できること。

要件（１）から（４）までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

本入札は、佐久市郵便入札試行要綱に基づく郵便入札として執行する。

入札手続き等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 7 年 8 月 20 日（水）から 入 札 日 ま で	・市ホームページへの掲載、佐久市立近代美術館
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 7 年 8 月 20 日（水）から 令和 7 年 8 月 27 日（水）まで （最終日の午後 5 時 15 分必着）	・提出書類 ・「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本 各 1 部 ・佐久市立近代美術館へ郵送または直接持参により提出のこと。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 7 年 8 月 20 日（水）から 入 札 日 ま で	・市ホームページよりダウンロードすること。

設計図書等に関する 質 問 受 付	令和 7 年 8 月 20 日（水）から 令和 7 年 8 月 25 日（月）まで （最終日の午後 5 時 15 分必着）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・質問は上記様式に記入のうえ、直接持参、郵送、ファックスまたは電子メールで佐久市立近代美術館へ提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 7 年 8 月 26 日（火）以降	・近代美術館より市ホームページにて回答する。
入 札 書 提 出 期 限	令和 7 年 9 月 1 日（月）必着	・入札書は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、上記の入札書提出期限（以下「指定提出期限」という。）までに下記の提出先（以下「指定郵便局」という。）へ郵送または、佐久市立近代美術館へ直接持参により提出すること。 【提出先（指定郵便局）】 〒385-0051 佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内郵便局留置 佐久市教育委員会 社会教育部 近代美術館 ・使用する封筒は、外封筒及び中封筒の二重封筒とし、入札書は、中封筒に入れ封印すること。 ・外封筒及び中封筒の表面には、別添「入札用封筒のあて先貼付け用紙」に、商号または名称を記載の上貼付けすること。
開 札 日 時 ・ 場 所	令和 7 年 9 月 3 日（水） 午前 9 時 15 分	・佐久市立近代美術館 事務室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電子メールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)	・提出書類は以下のとおりとする。 1 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」1部 2 「作品修理実績報告書」1部 3 美術館・博物館が所蔵する昭和20～50年代の日本画作品の修理実績1件についての報告書(様式任意) 1部 4 「誓約書」1部 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに郵送(当日消印有効)または持参により提出すること。郵送の場合は、複写した申請書類を電子メール(s-kinbi@city.saku.nagano.jp)であわせて提出すること。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 【提出場所】佐久市猿久保35番地5 佐久市立近代美術館
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課(本庁舎4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は1回とする(佐久市郵便入札試行要綱第9条第4項の規定による。) ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 (ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。)
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用なし
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

6 担当部課(問い合わせ先)

公告及び業務の内容	佐久市教育委員会 社会教育部 近代美術館 (長野県佐久市猿久保35番地5 佐久市立近代美術館) TEL. 0267-67-1055(直通) FAX. 0267-67-1068 電子メール: s-kinbi@city.saku.nagano.jp
-----------	---